

災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と新潟県電気工事工業組合三条支部（以下「乙」という。）とは、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における電気設備の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が行う電気設備の復旧活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時において乙の応援が必要であると認めるときには、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる復旧活動等について協力するものとする。

- (1) 三条市の公共施設の電気設備に関する被災状況の調査及び応急対策工事
- (2) 応急対策工事に必要な電気設備資機材の提供及び斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要な電気設備に関する応援業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、組合の会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 復旧活動等を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 復旧活動等の内容
- (4) 前3号に定めるもののほか、必要な事項

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙が復旧活動等に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 復旧活動等に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制について支障を来さないよう、常に点検及び改善に努めるもの

とする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時、次の各号に掲げる資料を共有するものとする。

- (1) 連絡担当者及びその補助者の職及び氏名並びに連絡体制
- (2) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (3) その他必要な事項

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月8日